

今月の
テーマ

はじめに 平時の危機感、平時にこそ事業改革

1. 認定 NPO 法人が身近になりました ～介護事業所も認定 NPO に～

2. 法人設立を検討されている方はご注意ください！

消費税「設立後 2 期間免税」崩れる！？

3. 住宅取得を検討されている方に朗報！

土地取得のための資金贈与も 1,000 万円非課税特例が受けられます。

 平時の危機感、平時にこそ事業改革

製造部品卸の業界でトップの(株)ミスミの CEO 三枝氏が、平時における危機感の大切さを説かれています。30 年前と今と比較したとき、商品やサービスの稼ぎ頭の主役が交代しているのが健全な会社の指標だとの事です。今のビジネスが元気なうちに相乗効果を活かせるビジネスを立ち上げる事が大切であり、元気なときの株や土地への投資は失敗するという経営の原理原則の大切さを一言で言い表されていて感動します。会社の財産に、バブル期に購入した塩漬けの土地などはあっても、こういう不況期に効果を発揮するような新商品やサービス、優秀な社員が育成できていないのが多くの組織の現状なので、痛いところをつくなく感じました。

逆風の吹く外食産業の中で、経営成績のよいマクドナルドであっても、国内の店舗を多すぎるとみてどんどんスクラップ&ビルドを展開しています。やる気のある店長やオーナーとやる気の無い人では、同じシステムで商売をしても極端に差がつくようです。毎月、店舗ごとの経営成績を順番付けし、下位の店舗の経営者や店長は交代という、まるで椅子取りゲームの様相です。四国では、2 人のオーナーでマクドナルド全店舗が経営されるようになってきたとのことでした。利益が出ているときだからこそ、厳しく体質改善し続ける力に見習う点を多く感じました。

医者と看護師を集めるのが厳しい中小病院の中で、経営成績の良い病院であっても特長の無い病院に医者は来ない。給料でつるしかない。今後の十分な設備投資をしていく為にも、大手に入り病院機能を強化して、特定の病気について症例数をたくさん持ち良い医者が集まってくるような病院にしたい、と経営の方向性を大きく変える病院もあります。病院のような、公益的で、より長期安定的なサービスを要求される産業においても、起きている事は似たところもあるのですね。

合併したり業務提携などで集約化していけば組織は強くなるはずなのですが、JAL と JAS はくっついてもうまくいきませんでした。飛行機の部品点数は 30 万点にも及び、お互いの整備ができない。さらに悪いことにその命綱の整備を海外委託してしまいました。また通常は部門を集約化して管理部門などの間接部門は減らすのですが、高コストの会社体制もそのまま手つかずでした。

その JAL の撤退により存続が危ぶまれた松本空港に代わりに進出した航空会社は、約 200 年前に清水港で操業した鈴与です。全国に 500 店舗のガソリンスタンドを展開していても、やがてガソリン車の時代は終わるとみて 2009 年に航空機を購入、老舗にありがちな保守的な姿勢ではなく石炭にもいち早く見切りをつけた会社らしく、新規事業に挑戦する姿勢に感服します。航空業界において後発で成功している米国のサウスウェスト航空は、パイロットも荷物運びをしますし飛行機もバスと同じように便が多くて便利です。空港同士をどんどんつないで経営成績も良い状態になってほしいと願います。

ジャパンアズ、ナンバーワンとまで言われた高度成長期の日本の成功要因について、経営の神様ドラッカーが次のように述べています。「日本は、貿易交渉で古い産業の為に時間稼ぎをしなかった。繊維や自転車産業を守る為に電子機器の輸出を犠牲にしなかった。国内石炭保護の為に石油へのエネルギー革命に乗り遅れることはなかった。」当時の日本のほうが現在より革新的だったのかもしれない。

まだ、改革できる資金や時間が少しでも残っているときにこそ平時に事業改革をする大切さを噛みしめたいと感じました。

成迫 升敏

認定NPO法人が身近になりました ～介護事業所も認定NPO法人に～

認定NPO法人とは、特に公益性が高いと国税庁が認めた NPO 法人のことをいいます。認定を受けると、その法人への寄付者が税制上の控除を受けられるなどのメリットがあるのですが、認定 NPO 法人は、全 NPO 法人のうち約 0.5%程度でまだ少ないのが現状です。そんな中今年 6 月の税制改正で NPO 法人に関する部分も大きく改正され、認定を受けやすくなりました。特に NPO 法人で介護事業所を運営している方に認定を受けることをお勧め致します。



今回の改正で何が変わったのか

① PST（パブリックサポートテスト）の要件が緩和

PST とは、認定 NPO 法人の申請要件の一つで、その法人の公益性が高いかを一般市民から寄付（＝支援）を受けている度合いで審査するというものです。つまり、一定期間内に一定以上の寄付がないと公益性が高いとみられないこととなります。この要件が改正によって緩和され、**3,000 円以上の寄付者が 2 事業年度で平均 100 名以上**いれば満たすことができるようになりました。さらに見返りのない「賛助会費」や、2 口目以降の正会員費についても、寄付金として上記の 100 人に含めていいとされています。したがって外部からの寄付金は少なくとも、会員数が多いような法人であれば要件を満たすことができる可能性が高くなりました。



*通常は 24 ヶ月

② 仮認定制度の導入

仮認定制度とは、設立後 5 年以内の法人が、認定 NPO 法人に申請したいが、PST の要件のみまだ満たしていない場合に、仮認定という **3 年間の猶予期間**を設けて、その間に寄付金を集められれば正式に認定されるという制度です。仮認定期間中は **本認定を受けた NPO 法人と同様に、寄付金控除の対象の法人として扱われる**こととなります。さらに、2015 年 3 月末までは設立後 5 年を経過している法人も対象となるため、認定 NPO 法人の申請を考えている法人にとっては今がチャンスといえます。



介護事業所が認定 NPO 法人になるメリットは何か

メリット① 寄付を集めやすい仕組みになる

個人が認定 NPO 法人に寄付をした場合、所得税法上の寄付金控除が受けられますが、**平成 23 年 1 月以降の寄付については税額控除という形で減税を受けられるようになりました。**また控除額は寄付金額の 40%（ただし所得税額の 25%が限度）にアップしました。これにより個人が認定 NPO 法人に寄付をするメリットは大幅に増えるため、介護事業所の利用者のような個人から寄付を受ける機会が増えるとともに、法人からも寄付をお願いしやすくなります。

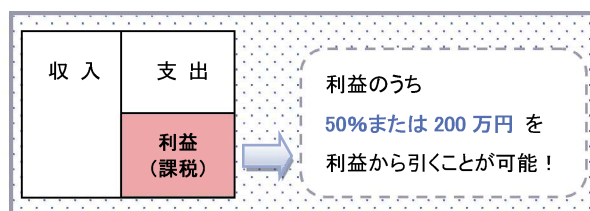
メリット② 相続人が寄付をした財産が非課税の制度を活用できる

相続人が相続によって取得した財産を認定 NPO 法人に寄付した場合、寄付した財産については相続税がかかりません。相続税は来年の税制改正で増税される可能性が高いため、相続財産を寄付するケースが増えてくるのではないのでしょうか。介護事業所を運営している法人であれば、施設の利用者に対して相続対策の一つとして認定 NPO 法人に寄付をするという提案も可能です。法人にしてみれば一度に多額の寄付を受けやすくなるチャンスといえます。

メリット③ 節税が可能になる

認定 NPO 法人は、**「利益の 50%」か「200 万円」のどちらか大きい金額を利益から引くことができます。**

利益が 100 万円の法人の場合、100 万円全額を引くことができ利益が 0 円となるため税金がかかりません。収益性の高い介護事業所にとっては大きなメリットとなります。



今回の改正によって認定を受けるためのハードルはぐっと下がりました。また仮認定制度をフル活用できる今が申請のチャンスです。介護事業所を運営する NPO 法人の皆様は申請を検討してみてもいいのではないでしょうか。認定の申請にあたっては、役員に関する要件など注意する点が多くありますので、是非弊社担当者までご相談下さい。

法人設立を検討されている方はご注意ください！



消費税「設立後 2 期間免税」崩れる！？

長引く不況に震災が重なり、「モノが売れず、売上が伸びない」という声をよく耳にします。しかしその一方で、法人を設立して新しく事業を始めよう！というパワフルなお客様もいらっしゃいます。事務所通信 232 号（2011 年 7 月号）でも税制改正についてご紹介しましたが、今回は、法人設立を検討されているお客様に特に大きな影響がある、消費税の事業者免税点制度の改正についてご説明いたします。

1. 事業者免税点制度ってどんな制度？

事業者免税点制度とは、前々期の課税売上高が 1,000 万円以下の場合は、免税事業者となり消費税を納めなくてもよい、という制度です。また法人設立を行った場合は、前々期の売上高がありませんので、設立後 2 期間は免税事業者になります。（資本金が 1,000 万円未満の場合）

2. 制度が改正されるとどうなるの？

従来、消費税は下表のように、1 期（前々期）の課税売上高で 3 期（当期）が免税か課税かを判定します。しかし今回の改正では、1 期（前々期）だけでなく、2 期（前期）の事業年度開始から 6 ヶ月間の課税売上高も、3 期（当期）が免税か課税かを判定する基準になります。さらに課税売上高に加えて、人件費の合計額も判定基準になります。つまり、2 期（前期）の事業開始から 6 ヶ月間の課税売上高と人件費が 1,000 万円超であれば 3 期（当期）の期間は課税事業者ということです。

	1 期（前々期）	2 期（前期）	3 期（当期）
課税売上高	事業年度開始から 6 ヶ月で 1,000 万円超		
人件費	事業年度開始から 6 ヶ月で 1,000 万円超		
従来	免税	免税	課税
改正後	免税	課税	課税

課税売上高 1,000 万円超	○	×	○
人件費 1,000 万円超	×	○	○
課税・免税	免税	免税	課税

（人件費に含まれるもの：役員報酬・従業員給与・賞与 *退職金、未払い給与等は除かれます。）

3. 新設法人にどんな影響があるの？

上記の通り設立後 2 期間は免税だった消費税ですが、1 期目の売上高によっては、設立後 2 期目から課税事業者になる可能性があります。しかし、今回の改正は 25 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用となりますので、計画的に設立を進めていけば、免税期間を 1 期間よりも長くすることもできます。以下で具体的にご説明いたします。

① 設立する時期によって 2 期間免税が可能！

前述のように、今回の改正は 25 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用となります。そのため、2 期目の事業年度が適用前に始まれば、改正の影響はありません。よって、右例のように 23 年 12 月 1 日に設立した場合、2 期目は 24 年 1 2 月 1 日開始となり 2 期間免税となります。

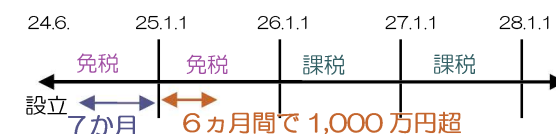
例①：23 年 1 2 月 1 日に設立・事業開始し 11 月決算の場合



② 設立から決算月までを 7 ヶ月以下にしよう！

今回の改正は、前事業年度が 7 ヶ月以下である新設法人は影響を受けません。よって、右例のように 2 期目の事業開始が 25 年 1 月 1 日以降となってしまう場合でも、設立 1 期目が 7 ヶ月以下であれば、2 期目も免税となります。

例②：24 年 6 月 1 日に設立・事業開始し 1 2 月決算の場合



事業開始直後は何かとお金がかかり、税金の支払いが経営に大きく影響することもあります。そのため、上記のようにポイントをおさえて計画的に設立準備を進めていくことも大切です。

法人設立をお考えの方や改正の影響について不安をお持ちの方は是非弊社担当者までご相談下さい。



住宅取得を検討されている方に朗報！！

土地取得のための資金贈与も 1,000 万円非課税特例が受けられます。

事務所通信 232 号（2011 年 7 月号）でもご紹介しましたが、長らく審議が棚上げになっていた平成 23 年度税制改正で、一部の法案が 6 月 22 日に成立となりました。今回はそのうち「土地取得のための資金贈与の 1,000 万円非課税特例」について、活用するメリットをお伝えするとともに、他の住宅贈与税制との関連についてご紹介致します。



今までの住宅取得資金贈与の非課税

改正前も家屋とともに土地等を取得した場合の 1,000 万円非課税特例がなかったわけではありませんが、この場合の土地とは下記のものとしてされていました。

- ✓ 土地の分譲業者から土地を取得し、その業者との間で家屋を建てる契約を締結した場合の土地
- ✓ 家屋の新築請負契約を条件として売買した土地
- ✓ いわゆる建売住宅、分譲マンションの土地

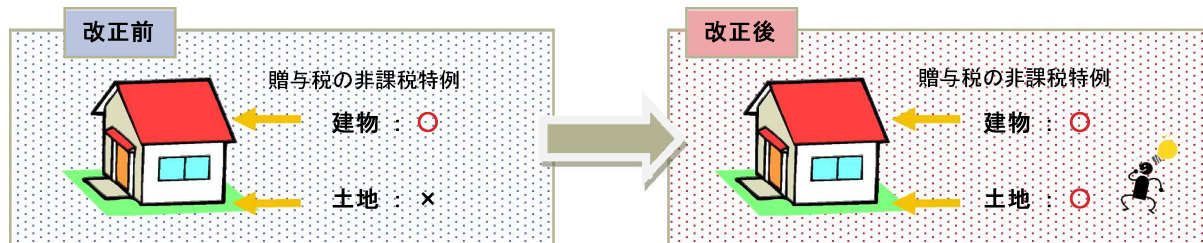
つまり、家屋と同時に土地を取得した場合に限定されていました。



改正によってどうなった？

今回の改正で、土地の購入代金に贈与額を充てても、贈与税の非課税特例が受けられることとなりました。

改正前は、家屋と土地を別々の業者で購入する場合、贈与額を家屋の建築代金に充てれば贈与税の非課税特例が受けられ、土地の購入代金に充てると贈与税の非課税特例が受けられませんでした。



土地購入に贈与税の非課税特例を使うとどんなメリットがあるか？

特に大きなメリットは土地購入時のつなぎ融資にかかる金利負担が減少することです。

土地 1,250 万円、建物 1,500 万円の新築工事で、資金計画が自己資金 250 万円と贈与額 1,000 万円と借入金 1,500 万円とした例で検討してみます。

まずは土地代の確保が必要となりますが、今までは、建物に贈与資金を充てないといけなかったため、自己資金を土地購入に充てても差額 1,000 万円を借入金で調達する必要がありました。

その場合、建物完成時の融資の本実行までの間に、つなぎ融資という資金が必要となっていました。

例えば、そのつなぎ融資が金利 2.4%、土地購入から建物完成まで 6 ヶ月かかると仮定すると、手数料も含め約 25 万円の金利・融資事務手数料となります。

これが改正により、土地の購入代金に贈与金額を充てても非課税の特例が受けられることとなったため、土地の購入時に自己資金と贈与額を充当することにより、つなぎ融資が不要になります。つまり今までより約 25 万円の費用が節約できます。



今回の 1,000 万円非課税特例と、相続時精算課税との適用関係は？

今回の 1,000 万円非課税特例は、相続時精算課税（通算 2,500 万円まで非課税）と併せて適用することが可能です。その場合、3,500 万円まで税金がかからず贈与することができます。

また、この 1,000 万円非課税特例のメリットは祖父母からの贈与も対象になることです。一方で、相続時精算課税は親からの贈与のみが対象です。さらに相続時精算課税には、親の財産状況によってメリットデメリットがありますので、確認することが大事になります。身内で住宅購入の計画がある方は弊社担当者までご相談下さい。

（以上）